



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1109	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1110	〃	(〃).....	2
1111	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(〃).....	2
1112	〃	(〃).....	3
1113	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
1114	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	3
1115	生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	4
1116	指定障害児通所支援事業者の指定の取消し	(障害福祉課).....	4
1117	毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務課).....	4
1118	平成29年度小又川県有林花粉発生源対策促進事業及び平成29年度小又川県有林木材販売 事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(森林整備課).....	5
1119	保安林の指定	(〃).....	7
1120	〃	(〃).....	8
1121	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	8
1122	〃	(〃).....	9
1123	〃	(〃).....	9
1124	道路の供用開始	(道路保全課).....	9
1125	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10
1126	和歌山県領収証書帳の無効	(会計課).....	10

○ 公告

	軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	10
--	------------------	------------	----

告 示

和歌山県告示第1109号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年9月11日まで縦覧に供する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成29年8月10日
- 名称
特定非営利活動法人持続可能な水産養殖のための種苗認証協議会
- 代表者の氏名
升間主計

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県西牟婁郡白浜町3153

- 5 定款に記載された目的

この法人は、持続可能な水産物需給の実現に寄与することを目指し、また人工種苗の社会的認知を高めるために、我が国及び世界の養殖業並びにその流通に対して、種苗認証制度の管理・運営を行うことを目的とする。

和歌山県告示第1110号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年9月14日まで縦覧に供する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成29年8月14日

- 2 名称

特定非営利活動法人わかやまストレッチ協会

- 3 代表者の氏名

和坂貴礼

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市明王寺424番地1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、健康、育成、地域社会への貢献に関する事業を行い、地域活性化、健康増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1111号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年9月11日まで縦覧に供する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成29年8月10日

- 2 名称

特定非営利活動法人野菊の会

- 3 代表者の氏名

泉谷恭史

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市中之島382番地の22

- 5 定款に記載された目的

この法人は、社会的事情によって身寄りの無い、もしくは家族関係が希薄となった高齢者や障害者に対して、あらゆる生活支援に関する事業を行い、もって該当者を社会、行政、病院、福祉施設等に繋ぐ

ことに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1112号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年9月14日まで縦覧に供する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年8月14日

2 名称

特定非営利活動法人和が家

3 代表者の氏名

伊永隆司

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市本宮町請川122番地

5 定款に記載された目的

この法人は、田辺市本宮町地域の住民に対して、地域づくりや地域福祉の推進に関する事業又は、介護保険に関する事業を行い地域住民の福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
御医新 21-26	岡整形外科・内科	御坊市菌148	平成 29. 4. 30
田薬新 21-26	有限会社長沢薬局	田辺市秋津町205-6	平成 29. 4. 30
田薬新 29-26	有限会社長沢薬局漢方専門店	田辺市高雄1-5-50	平成 29. 4. 30
橋歯新 1-26	村上歯科医院	橋本市東家四丁目14-8	平成 29. 5. 20
田医新 27-26	坂ノ下眼科	田辺市たきない町21-25	平成 29. 6. 17

和歌山県告示第1114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規

定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋医新 69-29	ナサコ内科	橋本市光陽台一丁目5-1	平成 29.5.9
橋歯新 33-29	村上歯科医院	橋本市東家四丁目14-8	平成 29.5.25
田薬新 43-29	さくらの薬局鮎川支店	田辺市鮎川565-1	平成 29.8.1

和歌山県告示第1115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
御柔新 6-29	西田忠司	ただし接骨院（柔道整復） 御坊市野口1180-1	平成 29.5.26
日柔新 4-29	松下宏也	中津接骨院（柔道整復） 日高郡日高川町船津571-1	平成 29.8.1

和歌山県告示第1116号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の23第1項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	取 消 年 月 日
3050100 381	特定非営利活動法人 クロネット	特定非営利活動法人 クロネット	和歌山市松江中3-7-10	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成 29.8.1

和歌山県告示第1117号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験期日及び時間

平成30年2月4日（日）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

- (1) 和歌山会場 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 和歌山市北出島1-5-47
- (2) 田辺会場 西牟婁総合庁舎 田辺市朝日ヶ丘23-1

3 試験種別

- (1) 一般
- (2) 農業用品目
- (3) 特定品目

4 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験
 - 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込みの手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成29年9月29日（金）から同年11月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

また、和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050400/siken/dokugekisiken15.html>）からダウンロードすることができる。

(2) 受験申込書の受付期間

平成29年10月23日（月）から同年11月6日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に（3）に掲げる場所で受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成29年11月6日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により薬務課宛て行うこと。

和歌山県告示第1118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年度小又川県有林花粉発生源対策促進事業及び平成29年度小又川県有林木材販売事業に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事業の名称及び履行期限

(1) 事業の名称

- ア 平成29年度小又川第1号小又川県有林花粉発生源対策促進事業
- イ 平成29年度小又川第2号小又川県有林木材販売事業

(2) 履行期限

- ア 平成29年度小又川第1号小又川県有林花粉発生源対策促進事業
平成30年3月23日（金）まで
- イ 平成29年度小又川第2号小又川県有林木材販売事業
平成30年3月23日（金）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成29年8月25日（金）現在において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (9) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条の規定に基づく木材業の登録を受けている者であること。
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に記載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「（大分類）12森林整備等（小分類）1森林整備」であること。
- (11) (10) の業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成29年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 使用印鑑届
- オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過して

いないもの)

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する税の全税目

(ウ) 法人にあつては直近1事業年度分の法人市町村民税、個人にあつては直近1年度分の市町村民税
キ 2 (9) から (11) までの要件を満たしている者であることを証する書類

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、エ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年8月25日（金）から同年9月7日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布する。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年8月25日（金）から同月30日（水）までの間に西牟婁振興局農林水産振興部林務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年8月25日（金）から同年9月7日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

西牟婁振興局農林水産振興部林務課

田辺市朝日ヶ丘23-1

郵便番号 646-8580

電話番号 0739-26-7911

ファクシミリ番号 0739-26-7918

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年9月12日（火）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、(2) の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字南山21の1、21の2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1120号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町内ノ川字総屋1047の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字総屋1047の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1121号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1122号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1123号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1124号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年8月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道
路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市井田字大坪158番7地先から同市井田字大坪159番1地先まで
 供用開始の期日 平成29年8月25日

和歌山県告示第1125号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 平成29年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3376	岩出市高塚字薄水5番1の一部、5番3の一部	和歌山市栗栖14番地5 栗栖二彦	平成 29. 8. 15	6.00	40.42

和歌山県告示第1126号

次の和歌山県領収証書帳は、亡失のため平成29年8月10日付けで無効としたので、公告する。
 平成29年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

領収証書帳番号	交付年月日	交付先
No. 015474	平成23年2月8日	長寿社会課収納員

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成29年8月1日以降無効とする。
 平成29年8月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁船	和歌山県 第803147号	平成28年9月29日から 平成30年3月31日まで	東牟婁郡串本町田原361 猪俣辰一	紀南県税事務所